

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について〔令和7年10月分〕

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20251001	有限会社三鉄建設 (法人番号 6420002005668) 代表者三上鉄則	青森県青森市浪岡 大字銀字杉田116番 地1	本社営業所	青森県青森市浪岡大字 銀字杉田116番地1	輸送施設の使用停 止(20日車)及び文 書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第 15条第1項第2号、 法第15条第4項	令和7年6月26日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、2件の違反が認められた。(1)整備不 良車両等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以 下「安全規則」)第3条の3及び道路運送車両法(以 下「車両法」)第47条)、(2)運転者の指導監督義務 違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20251002	株式会社プロジェクト (法人番号 4390001012828) 代表者小座間勝美	山形県天童市大字 荒谷1973番地406	本社営業所	山形県天童市大字荒谷 1973番地406	輸送施設の使用停 止(10日車)	法第15条第4項	令和7年7月8日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者 の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	1	1
20251003	昭和運輸株式会社 (法人番号 9200001002594) 代表者皆川信彦	岐阜県岐阜市香蘭1 丁目1番地	秋田営業所	秋田県大仙市大巻字宅 地28-14	輸送施設の使用停 止(20日車)及び文 書警告	第17条第1項第2 号、法第17条第4項	令和7年2月4日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、2件の違反が認められた。(1)整備不 良車両等(安全規則第3条の3及び車両法第47 条)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第 10条第1項)	2	2
20251006	有限会社エス・アイ・エスコ ホレーション (法人番号 6390002016223) 代表者鹿間淳一	山形県西村山郡河北 町谷地字十二堂 680番地の10	本社営業所	山形県西村山郡河北町 谷地中央4丁目7番地 の2	輸送施設の使用停 止(20日車)及び文 書警告	第15条第1項第2 号、法第15条第4項	令和7年5月22日及び7月18日、監査方針を端緒と して監査を実施した結果、2件の違反が認められ た。(1)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び 車両法第47条)、(2)運転者の指導監督義務違反 (安全規則第10条第1項)	2	2
20251006	株式会社黄日 (法人番号 7380001012140) 代表者日下部信康	福島県郡山市喜久 田町字菖蒲池22番 地の3	本社営業所	福島県郡山市喜久田町 字菖蒲池22番地の3	輸送施設の使用停 止(176日車)及び文 書警告	第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和7年4月18日、酒気帯び運転を端緒として監査 を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)乗 務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第 4項)、(2)酒酔い・酒気帯び運行の業務(安全規則 第3条第5項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則 第7条第1項、第2項、第3項)、(4)点呼の記録義務 違反(安全規則第7条第5項)、(5)運転者の指導監 督義務違反(安全規則第10条第1項)	18	18
20251007	八戸通運株式会社 (法人番号 6420001006444) 代表者角田徹	青森県八戸市城下1 丁目1番9号	海運部倉庫 営業所	青森県八戸市大字市川 町字下揚1-1	文書警告	法第15条第4項	令和7年9月19日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者 の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0

20251008	有限会社おおたて (法人番号 5380002029623) 代表者佐野貴志	福島県南相馬市原町区下北高平字堂下242番3	本社営業所	福島県南相馬市原町区下北高平字堂下242番3	輸送施設の使用停止(140日車)及び文書警告	第17条第1項第2号、法第17条第4項	令和7年1月30日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び車両法第47条)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(3)運転者の指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)	14	14
20251021	有限会社五十嵐運輸 (法人番号 8410002007928) 代表者五十嵐幸雄	秋田県雄勝郡羽後町野中宇野中78番地	本社営業所	秋田県雄勝郡羽後町野中宇野中78番地	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	第17条第1項第2号、法第17条第4項	令和7年3月5日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び車両法第47条)、(2)運転者等台帳の作成義務違反【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20251022	有限会社ラインアップ (法人番号 6370202003428) 代表者鈴木秀昭	宮城県遠田郡涌谷町涌谷宇中江北1番地9	本社営業所	宮城県遠田郡涌谷町涌谷宇中江北1番地15	輸送施設の使用停止(55日車)及び文書警告	第15条第1項第1号、法第15条第4項	令和7年7月11日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(5)死亡事故を惹起した運転者に対する特別な指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(6)死亡事故を惹起した運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	6	6
20251022	有限会社ヤマニ運輸 (法人番号 3390002011061) 代表者樋渡和利	山形県新庄市大字本合海宇自姓寺1020番地の4	本社営業所	山形県新庄市大字本合海宇自姓寺1020番地の4	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	第15条第1項第2号、法第15条第4項	令和7年7月11日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び車両法第47条)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。